

ソーシャル・インクルージョン理念から見た 社会復帰支援

キーワード：受刑者の法的地位、犯罪行為者の権利論、支援の社会化、更生保護、支援の担い手の多様化

本庄 武 一橋大学大学院法学研究科准教授

1 はじめに

一橋大学の本庄と申します。研究会を代表して、この間、私どもが考えてきたことについて話をさせていただきたいと思います。

私どもの研究会は、法律の研究者、刑事法の研究者の集まりです。ですから、私どもは、今までパネリストの皆様にお話しいただいたような実践についての経験がありません。私どもが持っているのは、今まで刑事法の中で考えられてきた理念あるいは法理論、法理念になります。

今、世の中が急激に動いているいろいろな制度ができ、動いている中で、法律の観点から理念を語ることにどういう意味があるのかをこの間考えてきました。そこにきっと意味があると思って、いろいろ実践のお話を伺いながら考えてきました。では、話をさせていただきたいと思います。

2 従来の受刑者の法的地位論

まず、従来、私どもの先達たちが考えてきたことになります。どういうことであったかですが、考えられてきたことは、刑務所の中で、受刑者というのはどういった法的な地位を持っているのかが、一番よく議論されていたことです。

大幅に簡略化すると、三つぐらいの柱がありま

す。一つは自由刑です。刑務所に送るという刑罰は、そこで自由を奪う、身体を拘束するという刑罰です。懲役刑ですと、あとは作業を足すことにはなりますが、それが刑罰の内容です。刑罰の内容として、一定の権利とか利益が奪われるわけです。

問題は、刑務所に入ると、それ以外の権利、利益について侵害されてしまうという弊害が生じてしまうことです。しかし、それは、本来刑罰として奪ってはならないものということで、余計に奪った分については、それを元に戻すという作業、これも国家が刑罰権の行使をする以上は、同時に弊害を除去することも国家に義務付けられるという議論がされていたと思います。

その弊害を除去するために有用なこととして考えられてきたのが、いわゆる行刑の社会化です。刑事施設の中は、一般的な傾向としては、非常に完結性が強い閉じた社会です。そうすると、刑務所の中で身柄を拘束して逃走させないとか、自殺をさせないことで刑罰の執行を行っている人が同時に社会復帰のことを考えるのは、どうしても無理があります。

それを打破するためには、社会資源をもっとたくさん活用して行刑をやっていく必要があるし、刑務所自体も外に開かれたものでなければいけないと言われてきました。

もう一つは、非常に一般的なことですけれども、

受刑者であっても、犯罪行為者であっても人間ですので、人間の尊厳という一般的な権利は持っているはずで、それに由来して、差別されてはいけないし、拷問をされてはいけないなどということは、当然受刑者であっても当てはまるという議論をしてきたと思います。

このうち最後の点を除くと、この議論には、まず罪を犯した人は、特権としてこういう権利を持つのが疑問として出てきます。もう一つは、刑事手続きに関与するというか、関係した人というのは受刑者以外にもたくさんいるわけですが、その人たちについてはどうかということについても考えなければいけません。そういう問題意識から、少し考えを進められないかと思っていました。

3 刑事手続関与者という属性への注目

そこで、犯罪行為者がどういう権利を持っているかを法的な立場から考えてみると、結論としては、犯罪行為者という属性は、ソーシャル・インクルージョンを考えるとときに本質的には重要ではないと考えたほうがよいと現在のところ思っています。

それに代えて、考慮すべき属性というのは、刑事手続に関与したということです。刑事手続というのは、広い意味で使っています。つまり、裁判が確定する前と、刑事施設に入ったあとも全部含んだものとして使っていますけれども、そこには弊害があります。

先ほど言った、刑事施設に入るという弊害は、刑務所もあるし、裁判が確定する前に未決拘禁として施設に入るときにもあります。また、仮に施設に入らないにしても、刑事手続にかかわったということで、どうしてもラベリング効果があります。つまり、犯罪をしたというレッテルをその人に貼ることが、不可避免的に付きまとってきます。

また、もう一つ注意しなければいけないのは、ラ

ベリングというのは2種類あるわけです。一つは、外部からその人に対して貼られるラベルですが、もう一つは、自分自身が自分に対して犯罪をしたというラベルを貼ってしまうことです。それが社会復帰を妨げる面があります。

ですので、これらの弊害を除去することを目標にします。これは、社会の中でいろいろ対応していかなければいけない不利な立場に置かれた人の中で、犯罪行為者と言われる人は、実は、こういう属性を持っているのではないかと、弊害を受けているという属性があると考えてはどうだろうか、考えるべきではないかと一つは考えます。ですから、それは、犯罪をしたこと自体は重要ではないと考えていいのではないかと考えています。

もう一つは、先ほどからお話ししていただいたように、刑事手続に関与するような人というのは、そもそも多面的、多様な複合的な社会的な負因を持っていると考えられます。さまざまな社会的負因が複合して、犯罪という現象に至り、刑事手続にかかわるといことで、さらにもう一つ、弊害という負因を持つという構図があります。この二つの点に着目して、この人たちの社会復帰というか、社会への包摂ということを考えていかなければいけません。

4 権利保障の内容

もちろん一市民として人間の尊厳を有しているもので、権利論としては、結局、犯罪行為者であってもそれ以外の人たちと同じ権利を持っています。人間の尊厳と言ってもいいですし、自己発達権、いろいろな表現で表せると思いますが、とにかく、抽象的には、人として自分の自己実現を図っていくことが保障されることとなります。それを分析すると、消極的な保障と積極的な保障の二つの保障があります。

弊害除去が、犯罪行為者というか、刑事手続きに関与したことで特有のものであるということです。もう一つは、先ほど谷村先生のお話にもあったように、刑事手続きに関与したことで顕在化したニーズというのがあります。実はこの人というのは、社会的に不利な立場に置かれていたことが判明することだと捉えると、そこのニーズを充足するという積極面があると思われます。

先ほども言ったように、ラベリングです。自分自身で自分に対してラベルを貼ってしまうという現象があります。それを変容させる、つまり、自分は、世の中に対して何か一定の積極的な貢献ができるのだという意識を持ってもらうのが目標です。その支援を受けるのが権利として言えると考えていました。

もう一つ、これは、冒頭の森久さんの趣旨説明でもありましたけれども、犯罪をした人は、不利な立場に置かれた人と見るとすれば、主体性を尊重することがもちろん必要になってきます。そのためには、自由とか権利を付与すればいいということではなくて、実質的に主体性を尊重するための仕組みというものを持っておかなければいけないと考えられます。「セルフアドボカシー」とか「エンパワーメント」と福祉の世界で言われる原理が、ここでも必要になってくるのではないかと。

つまり、自分自身が自分のことを主張するためには、エンパワーされないといけないということです。そのためには、支えとなる人間関係が必要になってきます。また、自分が支えられているということだけではなくて、自分が他者の支えになっているという感覚を獲得できるように支援されるということです。それが、ここで言う実質的な意味での主体性の獲得ということにつながっていくと考えました。

5 再犯防止との関係

いわば、非常にきれいなことを言っているわけですが、じゃあ、刑事司法で目標とされている再犯防止との関係はどうかです。

結局、再犯防止の観点から注目するとすれば、三つの属性があります。一つは、犯罪をしたということです。犯罪という非倫理的なことを行った存在として見る視点があります。もう一つは、再犯をするというか、犯罪のリスクを持っている人としてその人を見るということがあります。いずれにしても、それは罪を犯した人を管理の対象として扱うことにつながり、そういう人自身に対して、自分は、そういういわば社会にとって害となる存在だと自己認知させることになってしまいます。主体的な犯罪克服にはつながりにくいものです。

しかし、究極的な意味での再犯防止、社会復帰、社会に統合して、社会に包摂して再犯を防ぐという目的からすると、犯罪をした、再犯リスクがあるという属性に注目するよりは、一旦、それを置いておいて、ニーズを有するという属性に注目し、そのニーズを充足することで再犯防止につなげるほうが意味はあると思われます。

そうすると、今、刑事施設でも、保護観察の中でも一生懸命やろうとされている処遇プログラムの位置づけも変わってきます。その人自身が、よりよき人生を送るという観点からして、自分自身が克服しなければならない対象、例えば認知に問題があることを自分自身で課題として考えれば、じゃあ、どう方法をもってそれを克服していけばいいかを考えることにつながっていきます。

ですから、外からプログラムを受けることを強制するのではなく、自分自身でそれを一生懸命受けようとするように持っていくことが目指されることになります。

今、プログラム全般に有効性の観点から一般論と

して言われていると思いますけれども、それは、私どもが考えている立場からすると、むしろ理論的にも要請されることです。

6 支援の社会化

次に手段の話に入ります。そうすると、支援を社会化しなければいけません。行刑の社会化と今まで言われていたことには、いくつか要素があります。一つは、施設内の生活を一般社会、外部社会の生活と近付けていくこと、それから、施設内生活の中で、社会とのつながりをできるだけ維持することです。

それに加えて、一貫した支援を提供するために支援の担い手の社会化が必要になってくるし、支援の内容の社会化が必要になってくると考えられます。

その観点から、刑事司法機関以外の社会資源を最大限活用することが刑事施設の内外を問わず必要になってくると、理論的に言えます。

一貫した支援ですから、前提として、施設内においてニーズに即した個別的な処遇が開発されなければいけません。その処遇は、社会内処遇と連続性を持ったものでなければいけませんし、当初から出所時を見据えた処遇計画を作らなければいけません。

さらに、担い手の問題としては、継続的な支援を行える人が望ましいです。ですから、例えば、今、ダルクが施設の中に入っています。これは、出所後もダルクに頼ることができるので、継続的な支援は、部分的に可能になっています。それをもっと広げていく必要があります。

施設内処遇の担い手を考えてみると、どうしても刑事施設の中は、権力的な処遇になってしまいがちです。刑務官の方は、受刑者の人のことをいつ逃げるかわからないという目で見なければいけない

という教育を受けていると、刑務所に参観に行くと説明されます。

つまり、不審の目を持って見る、それは必要なところもあると思います。それを否定するわけではありませんが、同時に信頼の目を持つのは非常に難しいです。そうすると、信頼の目を持った人が刑務所の中にどんどん入っていくことが必要になってきます。

先ほどご報告いただいたように、PFI施設では、それが一部実現しているとも言えます。つまり、刑務官ではない、権力的な公権力の行使ができない民間の職員の方が頑張っていることは、一つ評価できます。

ただし、PFI施設で、従来の刑事施設にあった問題が実際になくなったのかどうかはまた別の問題で、これから検討していかなければいけません。

それから、これはPFIに限らず、従来の既存の刑事施設においても、施設の中に社会福祉士の方が配置されているのが最近の動きです。これも画期的なことではありますけれども、課題もあります。現在は非常勤として働いていらっしゃるんですが、常勤化されなければいけないし、人数としてはとても足りないということもありますが、ここで言いたいのは、施設からの独立性とか、主体的活動を保障することがどうしても必要になってくるということです。

刑事施設に属している社会福祉士の方ということですが、施設から独立して活動できるということからすると、所属が刑事施設ではない人が施設の中に入っていくほうが望ましいです。そのことは、出所後の支援と連携するという意味でも重要です。

出所後に社会福祉士の支援が必要な人であれば、出所後の支援と施設の中の支援が連携しなければいけません。施設外の社会福祉士の方とつながっている、もしくは施設内外の担当が柔軟になってくれば、出所後もその人の福祉を担当することもあっていいです。そういった在り方が目指されるべ

きです。

7 更生保護機関の位置づけ

もう一つ、今、このように考えてくると問題になってくるのは、できる限り外部の資源を使っていくというときに、じゃあ、従来から刑事司法機関の中では最も福祉的な色彩が強かった更生保護の分野で活動している方はどう位置付けられるのかという点です。

更生保護施設については、受け皿としての機能があるし、これは今後も残ると思います。既存の福祉、現状の福祉に適切な受け皿がない場合とか、あるいは後回しにされてしまう場合は、むしろ更生保護施設に頼らざるを得ないところが残ってきます。

特に、いわゆる福祉施設への入所とか、福祉サービスを必要とするわけではなくて、自分で仕事を見つけて自立生活を送りたいのだけれども、社会に出る際に、一時的に準備期間が欲しいことはあり得るわけで、それは、更生保護施設が担う役割としてあります。

もっと言うと、こういう役割を担うことは、更生保護施設は、先ほどあった消極的、積極的という二つの保障形態のうち、弊害の除去に重点を置いた消極的な保障を担う役割があると言えます。

最近の動きとしては、更生保護施設に社会福祉士が配置されて、退所後に自立生活を送るとは限らない人も更生保護施設で受け入れることになっています。これは、従来の更生保護施設のモデルからすると、かなり難しいと思います。

つまり、委託費と寄付で運営されているために、職員の方に十分な待遇が用意できないのは構造的に更生保護施設にある問題であるとのことですので、よりケアを必要とする人を受け入れるのは非常に難しいです。

ということは、更生保護施設自体が多様化しなければいけません。これは、更生保護法人格をほかの法人が取得するということです。南高愛隣会とか、ふるさとの会が取得しています。そういうかたちで、新規に参入してくる人というのは、むしろこちらのほうを担うことが望ましいと思います。

ただし、ふるさとの会が同歩会を作られたというのは、私が理解する限りは、受け入れを円滑にする、あるいは、情報をきちんともらうための手段として法人格を取得されたと思います。

それは、本来的に、必ずしも更生保護ではなければいけないということではないと思います。つまり、社会福祉の枠の中で対応することができないかと言われれば、それはできます。しかし、今の制度上は難しいということで、手段として更生保護法人になることはあってもいいです。

ただし、将来的に概念を整理したときに、更生保護固有の役割として何を担うかといったときには、最近の流れ、つまり自立生活を送るとは限らない方が福祉施設に行くために一旦更生保護施設に行くことは、過渡期のことなのかと思いました。

保護観察官については、ネットワークの基点としての重要な役割が、今後も残ると思います。刑事施設と福祉、更生保護をつなぐネットワークで、いろいろな資源が保護観察官を中心として有機的につながっていくのが望ましいと思います。

保護司については、弊害の除去に特化して、一定期間の見守りを行うという役割です。これも別に意味がなくなるわけではなくて、固有の意味があると思います。ただし、担い手が多様化されないといけないし、保護観察期間を過ぎたら、それで終わってしまうということはよくないと思います。

要は、更生保護というのは、私どもの考え方からしても、従来担ってきたところを頑張ってもらうこととして、職域を拡大するというよりは、福祉的ところは福祉機関に担ってもらうほうが望ましいと思

います。

8 支援の担い手の多様化

地域生活定着支援センターの構想について、課題は、あちこちで指摘されています。情報が十分来ていないとか、対象者の範囲が狭いのではないか、福祉的な対応が必要な人が対象から漏れてしまっているのではないか、基盤が非常に貧弱ではないかと言われます。

ここで一つ言いたいのは、先ほどもご指摘があったように、縦割りになっていて、センターは非常に狭いところをつなぐという役割のみを担っています。それはそれとして、恒常的につなぐという役割を担う機関はあったほうがいいと思います。

ただ、それは、必ず各県に一つのセンターでなければいけないかという、そうはいえないのではないか。ほかの担い手にセンターのような役割を担わせることを考えていいと思います。

社会内処遇とそれ以降の支援が連続的でなければいけないことも、私どもの構想から出てきます。そうすると、いわゆるハイリスクの対象者に特化した中間施設を作るといった構想が問題となります。自立更生促進支援センター構想というのは、もともとそういうものとして提示されています。現状そうなっているかという、なっていないと思いますが、構想されたときはそうでした。

しかし、これはあまりよくありません。それよりは、ハイリスクと見られるのは、ニーズが多様に多面的にそれだけ複合しているということなので、そこを丁寧に解体していくことを考えてはどうでしょうか。解体して、個々のニーズに即した支援を行うと考えていったほうがいいように思います。

同時に、支援団体がどういう役割を担うかというところ。考え方としては、特定の業務で、「われわれはこれができます」ときちんと言ってもらっ

て、その業務についてはそちらに委託をしますというかたちで、団体、個人でもいいですが、いろいろな資源が多様に組み合わせられたかたちで利用されていくのが望ましいかたちです。

もう一つ、施設入所前の話についてです。ここで問題提起をしたいのは、先ほど谷村先生が言われたのは、刑事司法で支援を担うのは無理があるということですが、少なくとも、刑事弁護人の役割に谷村先生が実践されている福祉的な支援を一部取り込むことには、可能性があると考えました。

つまり、社会復帰支援業務は、それによって刑事司法の目的が立派に果たされるわけですから、それは立派な弁護人の職務です。ですから、そこは、固有の報酬の対象と観念すべきでしょう。弁護人の役割についての考え方を少し拡大しなければいけないかもしれませんが、そういう可能性はあると思います。

また、もちろん法律家が担えないことについては、社会福祉士の方の選任も公費で賄うということも考えてよいと思います。そのほうが、政策的によほど合理的ですので、十分検討に値すると思います。

自助グループのお話もしていただいたので、これも一言だけ言わせてもらおうと、自助グループというのは非常に大きな意味があると思うのは、支援をされる人にとって、あなたはこういう役割を担えるのだというモデルを提示できるというのが、自助グループ最大の意味だと思います。それは、主体性の回復の観点からは、一つの在り方として重要なものです。

日本では自助グループはまだまだ発達していないと思いますが、制度的にその拡大を促進していくことが必要だと思います。

最後に、地域住民の方ですが、私どもは、最終的な目標としては、どうしても残るだろう一般市民の人の犯罪行為者への偏見を完全になくすことは無理だとしても、緩和していく、あるいは理解ある

人を増やしていくことはどうしても必要になってくるだろうと考えています。

そういう意味では、例えば、島根あさひの周辺の方の中には、施設の運営に協力をしようという雰囲気もあったように思います。あるいは、先ほどお話いただいたふるさとの会がある山谷地区にしても、犯罪行為者の人がいることを表立って言わないということだと思いますけれども、それをコミュニティの中で、比較的うまく受け入れるような仕組みを作られていると思います。

ふるさとの会のようなかたちというのは、つまり、犯罪行為ではない属性に着目して受け入れることによって、地域の定住が可能になっていきます。そういうかたちで、私どもは、いろいろなところで犯罪行為者へのもの見方を徐々に変えていくことが必要です。

(ほんじょう・たけし)